

県立高等学校等1人1台端末購入支援給付金の御案内

- ◆ 家庭における教育費の負担軽減を図るため、県立学校の授業等で使用するICT端末の購入に必要な費用を支援します。

1 対象となる方

次の1～3の全てに該当する方が対象です。

1. 山梨県内に在住し、県立学校等に入学した方
2. 令和6年3月14日以降に県立学校の授業等で使用するICT端末を保護者等の負担により購入した方
3. 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方
 - (1)生活保護受給世帯の方
 - (2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方※4人世帯の場合、目安年収約270万円未満となります。
 - (3)保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方
 ※4人世帯の場合、目安年収約270万円以上350万円未満となります。
 ※寄付金控除（ふるさと納税）、住宅ローン控除等が無い場合「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」は市町村民税所得割額になります。

2 必要な手続き

- ◆ 後日学校から配布予定の申請書に御記入いただき、各学校が定める期日までに提出してください。

【申請に必要な書類】次の①～③の3点を提出いただきます。

(1)共通

- ① 申請書
- ② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）

(2)-1 生活保護受給世帯の方

- ③ 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書（写）

(2)-2 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

または

保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方

- ③ 保護者全員の個人番号カードの写し又は課税証明書等（課税状況が分かる書類）

3 支給金額

- 1 生活保護受給世帯の方、保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方 → 対象金額の全額
- 2 保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方 → 対象金額の半額(1/2)
※世帯で購入した県立学校用の端末が2台目以降となる場合は、対象金額の2/3

注) 対象金額は、県教育委員会が紹介するECサイトで購入できる端末の価格(令和6年度は62,700円(税込))が上限です。

4 想定スケジュール

3月	4月	5月	6月	7月	8月
制度の案内	申請書の 配付	申請書の 提出	県教育委員会での書類確 認・審査		給付金の支給

※申請書の提出、支給の時期はあくまでも目安で、個別の審査状況等により変動します。

Q 生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他の制度から端末の購入費支援を受けられる場合は、どうなりますか。

- 端末購入に、生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他制度から支援を受けられる場合は、当該支援費を除いた金額を対象金額として、給付金を支給します。

Q 山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別の制度ですか。両方から支給を受けることはできますか。

- 制服、体育着等の購入支援をする高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別制度です。対象者であれば両方の制度から支給を受けられます。

Q 市町村民税所得割額で判断しないのですか。

- 市町村民税所得割額では、寄付金控除(ふるさと納税)、住宅ローン控除等を受けている場合に正確に所得状況を把握できないことから、「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」で判断させていただきます。

Q 申請をすれば必ず支給を受けられますか。

- 申請受理後、県教育委員会で対象者の確認・審査を行います。申請いただいても、対象者であることを確認できない場合は、支給を受けられません。

Q ECサイト(62,700円)以外で購入した場合はどうなりますか。

- 62,700円より安価な端末を購入した場合、対象金額はその購入金額となります。62,700円より高額な端末を購入した場合、対象金額は62,700円となります。

Q なぜ令和6年3月14日より前に購入した場合は、対象とならないのですか。

- 県立学校の授業で使用する端末の購入費を対象としているため、県立学校の入学許可予定者発表(合格発表)予定日である3月14日より前の購入は対象外となります。

Q 個人から購入した場合も対象となりますか。

- 対象となるのは、販売事業者から購入した場合のみです。

お問い合わせ先

山梨県 教育庁高校教育課 管理奨学担当
TEL : 055-223-1769
MAIL : koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp

